

# 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

## 対策のポイント

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

### <背景 / 課題>

異常な自然災害により、農林水産業共同利用施設に被害が発生した場合、農林水産業の早期再開・復旧を図るため、被災施設の速やかな復旧が必要です。

## 政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

### <主な内容>

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

(1) 対象となる施設の所有者

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等

(2) 対象となる施設

農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設  
ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります。

(3) 採択基準及び補助率

		採択基準	補助率	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2 / 10	
激甚災害	告示地域	13万円以上	4 / 10	9 / 10
	その他の地域	40万円以上	3 / 10	5 / 10

告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域  
具体的には、農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（国の補助額を控除）の関係農家1戸当たり負担額が2万円を超える地域

(4) 補助対象額

被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額。

ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とします。

補助率：9 / 10、5 / 10、4 / 10、3 / 10、2 / 10  
事業実施主体：農業協同組合、地方公共団体等